

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	有価証券届出書	
<b>【提出先】</b>	関東財務局長	
<b>【提出日】</b>	平成30年2月19日	
<b>【会社名】</b>	株式会社ワンダーコーポレーション	
<b>【英訳名】</b>	Wonder Corporation	
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 高田 修	
<b>【本店の所在の場所】</b>	茨城県つくば市西大橋599番地1	
<b>【電話番号】</b>	029(853)1313(代表)	
<b>【事務連絡者氏名】</b>	取締役管理本部長 宮本 正明	
<b>【最寄りの連絡場所】</b>	茨城県つくば市西大橋599番地1	
<b>【電話番号】</b>	029(853)1313(代表)	
<b>【事務連絡者氏名】</b>	取締役管理本部長 宮本 正明	
<b>【届出の対象とした募集有価証券の種類】</b>	株式	
<b>【届出の対象とした募集金額】</b>	その他の者に対する割当	1,653,300,000円
<b>【安定操作に関する事項】</b>	該当事項はありません。	
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,980,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1 本普通株式の発行は、平成30年2月19日(月)開催の取締役会決議によります。なお、本有価証券届出書に係る新株式発行(以下「本第三者割当増資」といいます。)は、RIZAPグループ株式会社(東京都新宿区北新宿二丁目21番1号、代表取締役社長 瀬戸 健、以下「RIZAP」といいます。)が平成30年2月19日に公表した当社普通株式(以下「当社株式」といいます。)を対象とする公開買付け(公開買付期間：平成30年2月20日から平成30年3月22日、買付価格：980円、買付予定数の下限：2,404,200株。以下「本公開買付け」といい、本公開買付け及び本第三者割当増資を総称して「本取引」といいます。)の成立を条件としております。

2 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 2 【株式募集の方法及び条件】

### (1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	1,980,000株	1,653,300,000	826,650,000
一般募集			
計(総発行株式)	1,980,000株	1,653,300,000	826,650,000

- (注) 1 本第三者割当増資は、RIZAPを割当予定先として行う第三者割当の方法によります。  
 2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

### (2) 【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数 単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
835	417.5	100株	平成30年3月7日(水) から 平成30年5月31日(木)		平成30年3月29日(木) から 平成30年5月31日(木)

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。  
 2 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。  
 3 申込方法は、本有価証券届出書の効力発生後に、総数引受契約を締結し、払込期日に下記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、  
 4 本第三者割当増資に関しては、平成30年3月29日から平成30年5月31日までを会社法上の払込期間として決議しており、当該払込期間を払込期日として記載しております。払込期間を平成30年3月29日から平成30年5月31日とした理由は、本第三者割当増資における払込日を本公開買付けにおける決済開始日(平成30年3月29日予定)と同日とすることを予定しているところ、本公開買付けの買付期間が延長され、払込日も延期される可能性があるためです。  
 5 払込期日までに当社株式の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、当社株式の割当てを受ける権利は消滅いたします。

### (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ワンダーコーポレーション 経理総務部	茨城県つくば市西大橋599番地1

### (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 土浦支店	茨城県土浦市中央2丁目10番1号

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,653,300,000	13,000,000	1,640,300,000

(注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書等の書類作成費用、弁護士費用、アドバイザー手数料及びその他諸費用です。

## (2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額につきましては、新規店舗出店及び業態転換による店舗強化のための費用として910百万円、新規事業の強化のための費用として430百万円、Webサービスの強化のための費用として360百万円、並びに次世代POSシステム(注1)の開発及びCRM(注2)データベースの構築のための費用として200百万円が充当される予定であります。

具体的な使途及び支出予定時期については、以下のとおりです。なお、本第三者割当増資による発行株式に係る払込みの前提条件が充足せず、本第三者割当増資に対する払込みが行われなかった場合においても、上記の使途のうち、新規店舗出店及び業態転換による店舗強化、新規事業の強化、並びにWebサービスの強化については、当社における喫緊の課題でもあるため、当社が保有する資金や他の方法により調達した資金をもって、これらの使途に対して投資を行う予定です。

(注1) 「次世代POSシステム」とは、現状POSシステムのOSサポート終了及びハードウェアの試用期間の経過等に伴いハードウェアの更新を行い、クレジットカードのIC対応(改正割賦販売法の準拠のための措置)を施したシステムのことをいいます。

(注2) 「CRM」とは、「Customer Relationship Management」の略であり、顧客満足度と顧客ロイヤリティ(特定の顧客が特定の企業やサービスに好感を持ち、継続的にその企業及びサービスを選択し使用していくことをいいます。)の向上を通して、売上の拡大と収益性の向上を目指すことを指します。

具体的な資金使途	金額(百万円)	支出予定時期
新規店舗出店及び業態転換による店舗強化	910	平成30年3月～平成32年2月
新規事業の強化	430	平成30年3月～平成32年2月
Webサービスの強化	360	平成30年3月～平成32年2月
次世代POSシステムの開発及びCRMデータベースの構築	200	平成30年3月～平成32年2月

(注) 1 調達した資金を実際に支出するまでは、当社取引銀行の口座にて管理する予定です。

2 「支出予定時期」は、本第三者割当増資の払込みが平成30年3月29日に実行されたことを前提としておりません。

## 新規店舗出店及び業態転換による店舗強化

当社は、北関東を中心にGAME・CD/DVD・書籍等の大型複合エンターテインメントショップ「WonderG00」を長年主力事業として運営し、地域における競争優位性を持っておりました。しかしながら、近年のエンターテインメントコンテンツにおける利用形態の多様化や、「モノからコト」への顧客価値の変化等により、WonderG00の顧客支持は減退してまいりました。

一方、大型リユースショップの「WonderREX」は、「もったいない、誰かに使って欲しい」という顧客ニーズを的確に捉え、今期出店した「WonderREX野田桜の里店」「WonderREXベイフロント蘇我店」等の収益性が順調に推移しております。そのような状況を踏まえ「WonderREX」の新規出店並びに「WonderG00」の不採算店舗において、より収益性の高い「WonderREX」への業態転換を行なう事で、売上拡大余地があると考えております。この業態転換は、既に各地域において「Wonder」という屋号認知度が高いことや、店舗面積が近いことなど、業態転換が図りやすいという利点もあり、当店の中期経営計画上、重要な施策と捉えております。

そこで、これらの顧客ニーズに合わせた出店強化や店舗改装のための費用として計910百万円を予定しております。具体的な内訳は以下のとおりです。

a. WonderREXの新規出店に掛かる費用

新たな地域におけるWonderREX新規店舗出店に掛かる費用として計500百万円の充当を予定しております。

b. WonderG00の業態転換に掛かる費用

既存WonderG00店舗のWonderREXへの業態転換や、REX商材の導入による店舗改装に掛かる費用として計300百万円の充当を予定しております。

c. WonderREX新規出店に伴う店舗人員の教育に掛かる費用

社内人材育成組織のWonder大学の強化並びに、外部人材教育機関の支援を活用した人材教育に掛かる費用(人材コンサルティング会社の支援に関する外注費、コンサルティング料等)として計50百万円の充当を予定しております。

d. 市場調査費用

消費者のメディア・リユース商品に関するニーズを把握するためのアンケート調査、グループインタビュー、及び競合調査等の費用として計60百万円の充当を予定しております。

### 新規事業の強化

「モノからコト時代」の顧客ニーズに対応するため、従来の事業領域だけでなく、地域の「お客様に新たな驚きや付加価値」を提供できる生活提案サービスを展開し、事業収益の多角化を図ってまいります。

既に展開を始めている自社フィットネス事業「TetraFit」は、フランチャイズ事業の展開を2019年2月期より本格的に進め、カフェ・ベーカリー事業は「HEART BREAD ANTIQUE(通称ANTIQUE)」の新規出店、教育事業は「Kids Duo International(通称KDI)」等の新規店舗出店を計画しております。

そのため、今後のさらなる新規事業の強化に向けた費用として計430百万円を予定しております。具体的な内訳は以下のとおりです。

a. 新規店舗出店に掛かる費用

新規事業における新規店舗出店に掛かる費用として計300百万円の充当を予定しております。

b. 店舗人員の新規採用に掛かる費用

店舗人員の新規採用に掛かる費用として計50百万円の充当を予定しております。

c. 店舗人員の教育に掛かる費用

社内人材育成組織のWonder大学の強化並びに外部人材教育機関の支援を活用した人材教育に掛かる費用(人材コンサルティング会社の支援に関する外注費、コンサルティング料等)として計30百万円の充当を予定しております。

d. 市場調査費用

新規事業の出店に掛かる商圈調査、消費者ニーズアンケート調査、及び競合調査等の費用として計50百万円の充当を予定しております。

### Webサービスの強化

各事業における「顧客ロイヤリティの強化」「顧客接点の拡大」を図るため、スマートフォンアプリを活用した新サービス「新Wonderアプリ」を2019年2月期後半に導入する予定です。

また、好調なWonderREX事業においては、新規直営出店・フランチャイズ出店のために、「商品買取」サービスの強化が欠かせません。今後2019年2月期後半に、新買取サイトをオープンする予定です。これらEC領域のサービスを強化するため、それらの費用として計360百万円を予定しております。具体的な内訳は以下のとおりです。

a. スマートフォンアプリ開発に掛かる費用

スマートフォンアプリの構築に掛かる外部への開発委託費用として計130百万円の充当を予定しております。

b. ECシステム構築に掛かる費用

新規自社ECサイトの構築に掛かる外部への開発委託費用として計130百万円の充当を予定しております。

c．広告宣伝費等のマーケティングに掛かる費用

ECサイト及びスマートフォンアプリの認知度を高めて訪問者・利用者数を増やしていくために、SEO・SEM(注)等のwebマーケティングやソーシャルメディアと連動させての様々なプロモーション企画を積極的に仕掛けていきたいと考えております。また、コンバージョン率を高めていくためのサイト・アプリ構造の適宜の修正も必要になってまいります。これらの費用として計100百万円の充当を予定しております。

(注) SEOとは、「Search Engine Optimization」の略であり、検索エンジン最適化の施策を意味します。

SEMとは、「Search Engine Marketing」の略であり、ここではリスティング広告の出稿のことを指しています。

次世代POSシステムの開発及びCRMデータベースの構築

消費者ニーズが多様化する中で、これまで以上に適切にニーズを汲み取り、マーケット対応力を高めていくことが求められています。

そこで、各店舗のPOSシステムやECサービスを通じて新たな顧客データベースを構築し、それらのデータを分析・活用することにより、マーケット対応力を高め、適正なサービスや品揃えによる利益改善を図ることが出来ると考えております。

次世代POSシステム並びに、CRMデータベース構築費用として、計200百万円を予定しております。具体的な内訳は以下のとおりです。

a．次世代POSシステムの構築に掛かる費用

次世代POSシステムの構築に掛かる外部への開発委託費用として計150百万円の充当を予定しております。

b．CRMデータベースの構築に掛かる費用

CRMデータベースの構築に掛かる外部への開発委託費用として計50百万円の充当を予定しております。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

## 1 【割当予定先の状況】

## a 割当予定先の概要

名称	RIZAPグループ株式会社
本店の所在地	東京都新宿区北新宿二丁目21番1号
直近の有価証券報告書等の提出日	<p>(有価証券報告書)  事業年度第14期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)  平成29年6月26日 関東財務局長に提出(四半期報告書)  事業年度第15期第1四半期(自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)  平成29年8月10日 関東財務局長に提出</p> <p>(訂正有価証券報告書)  事業年度第14期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)  平成29年8月10日 関東財務局長に提出</p> <p>(四半期報告書)  事業年度第15期第2四半期(自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日)  平成29年11月14日 関東財務局長に提出</p> <p>(四半期報告書)  事業年度第15期第3四半期(自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日)  平成30年2月14日 関東財務局長に提出</p>

## b 割当予定先の概要

資本関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術又は取引関係		該当事項はありません。

(注) 1 提出者と割当予定先との間の関係の欄は、本有価証券届出書提出日現在におけるものです。

## c 割当予定先の選定理由

当社は、昭和56年に当社の親会社であった株式会社カスミ(以下「カスミ」といいます。)が地域の消費者の生活を総合的に担うべく多角化の一環として家電販売事業を創業し、昭和63年にカスミの子会社として、当社の前身である株式会社カスミ家電が設立されました。平成12年に現在の株式会社ワンダーコーポレーションに社名を変更後、平成16年10月に日本証券業協会に店頭登録し、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)と株式会社大阪証券取引所の統合等に伴い現在は東京証券取引所「ASDAQ(スタンダード)市場」に上場しております。当社はゲームソフト、音楽・映像ソフト、書籍、携帯電話、化粧品等の販売を主とするWonderG00事業と、ブランド・貴金属、衣料品、生活雑貨、AV家電など特定の商材に限定せず、生活全般にかかわる幅広い商品の買取販売を行う総合リユース販売を主とするWonderREX事業を主力としており、上場後はエンターテインメント事業における事業拡大を企図して、平成24年6月に音楽・映像ソフトのレンタル等を手がけるTSUTAYA事業を担う株式会社サンレジャーの普通株式12,048株を取得して子会社化し、平成25年9月に同じくTSUTAYA事業を担う株式会社ケイ・コーポレーションの普通株式399株を取得して子会社化、平成26年6月に完全子会社化し、株式会社サンレジャーを存続会社とする子会社間合併を実施いたしました。その後、株式会社サンレジャーは社名を株式会社Vidaway(ヴィダウェイ)に変更しております。また、平成25年2月に株式会社新星堂(以下「新星堂」といいます。)の普通株式17,500,600株を公開買付けにて取得し、同月に当社を引受先とする第三者割当増資を行い、新星堂株式1,000,000株(増資後の保有割合51.04%)を取得しました。その後、平成28年2月に当社は新星堂を吸収合併しております。当社及びその連結子会社4社(以下「当社子会社」といい、当社及び当社子会社を総称して「当社グループ」といいます。)は設立以来、「"楽しさ"を創造し、幸せを共に分かち合う」を使命とし、お客様がより健康で文化的な生活を送れるような楽しいサービスを提供するために、「進化し続ける地域ナンバーワン生活提案業」の実現を目標に、関東を中心に地域密着企業としてゲームや音楽・映像ソフト、書籍などエンターテインメント商材の販売を行うWonderG00・新星堂・TSUTAYAの各事業の展開や、大型総合リユースショップを運営するWonderREXを展開し、日本国内に限定して、直営店・フランチャイズ合わせて300店舗を超える(平成30年1月末日現在)成長を続けております。

しかしながら、エンターテインメント小売業界を取り巻く環境が、スマートフォンの普及により多大な影響を受けており、電子書籍や音楽・映像配信、アプリ、ネット通販などの利用が一般化し、消費者自身が販売チャネルを使い分けることで、消費行動の選択肢が多様化したため、店頭販売におけるシェアの低下を招いております。このような状況の中、当社グループは、WonderG00事業及び新星堂事業の本部機能を統合するなど業務改善に努めてきたものの、WonderG00事業や新星堂事業における改装投資の遅れ及びそれに伴う店舗のクオリティ・サービス・クリンリネス(Quality(品質)、Service(サービス)、Cleanliness(清潔さ)の頭文字をとってQSCとも呼ばれているもので、顧客が心地よいと感じられる店舗の主要素であり、顧客満足度を高めるポイントのことをいいます。)レベルの低下など、既存事業の構造改革と新たな収益源の確保が遅れたことにより、当社の業績は、平成28年2月期に経常損失及び最終損失を計上するに至っております。また、平成29年2月期に継続して経常損失及び最終損失を計上するなど、厳しい経営状況が続いており、成長事業であるWonderREX事業と新規事業の拡大と既存のエンターテインメント事業の抜本的な経営改革が喫緊の課題となっております。

このような経営環境を踏まえて、当社は、平成29年12月上旬より、他社との資本業務提携を含めた様々な選択肢の検討を開始するに至りました。

一方、RIZAPグループは、RIZAP及びその連結子会社63社(本書提出日現在における会社数)より構成され(以下、RIZAP及びその連結子会社を総称して「RIZAPグループ」といいます。)、 「自己投資産業グローバルNo.1」(医療分野への進出、海外への本格進出及び成長基盤の一層の強化等の個別戦略を通して、「生活必需品産業」ではなく、全ての人により「健康」に、より「輝く」人生を送るための「自己投資産業」で世界No.1ブランドをつくるとのビジョン)をグループビジョンとして掲げ、美容・健康関連事業、アパレル関連事業、住関連ライフスタイル事業、エンターテインメント事業を展開しているとのことです。近年においては、美容・健康関連事業内のパーソナルトレーニングジム「RIZAP」及びRIZAP独自のメソッドを活用した「RIZAP GOLF」、「RIZAP ENGLISH」などの新規事業を含めた「RIZAP関連事業」が業績の牽引役となっているとのことです。また、子会社化した企業につきましても、上場子会社8社のうち6社で、平成30年3月期第2四半期累計で営業利益が黒字化(前年比21億円増)しており、グループ全体で成長を続けているとのことです。



RIZAPは、平成18年5月に証券会員制法人 札幌証券取引所(以下「札幌証券取引所」といいます。)アンビシャス市場へ上場した後、業容を健康食品事業から、自己投資産業全般(ボディメイク・フィットネス、医療連携、化粧品・美容器具、アパレル、雑貨、エンタメ等、「生活必需品産業」ではなく、全ての人により「健康」に、より「輝く」人生を送るための事業全般をいうとのことです。具体例としましては、RIZAPにおいて、通常プログラムを終了したお客様向けの継続プログラムを提案し、徹底した行動管理で生活習慣の改善等にコミットしています。

平成32年度までに1,000万人以上の方にRIZAPメソッドを体験していただき、健康で輝く人生をサポートする「RIZAP1,000万人健康宣言」のもと、大学や医療機関、自治体との連携を進めているとのことです。)へと段階的に拡大するとともに、他社との資本業務提携を含めた事業展開の可能性を模索するようになり、平成24年4月にはマタニティウェアの製造販売を行う株式会社エンジェリーベを子会社化しアパレル事業への進出を果たす一方で、平成25年9月にデザイン雑貨の販売を手掛ける株式会社イデアインターナショナルを子会社化、平成28年2月に注文住宅やりフォームを手掛ける株式会社タツミプランニングを子会社化、平成28年5月にはインテリア小物雑貨及び生活雑貨の販売を手掛ける株式会社バスポートを子会社化する等、住関連ライフスタイル事業にも進出し、その事業内容を強化しているとのことです。また、平成26年1月にフィットネス・ボウリング・シネマ事業等を運営している株式会社ゲオディノス(現SDエンターテイメント株式会社)、平成28年4月に出版事業を行う株式会社日本文芸社を子会社化しエンターテイメント事業にも注力しているとのことです。このような他社との資本業務提携を含めた事業展開の可能性は、現在も広く継続的に模索しておりますが、特に今回は、RIZAPが所有する広告・マーケティングにおける豊富な経験やノウハウを当社に共有することで、当社のブランド力向上、顧客基盤を拡大していくことが可能であると判断したとのことです。

RIZAPは、他社との資本業務提携を含めた事業展開の可能性を広く継続的に模索していたところ、野村證券株式会社(以下「野村證券」といいます。)を通じて、平成28年12月上旬に、当社の筆頭株主かつその他の関係会社であるカスミと接触し、当社の事業内容や財務状態を総合的に鑑みRIZAPと当社の事業提携が双方の事業展開の更なる発展に資すると見込まれたため、当社との資本業務提携を含む事業提携の具体的な方策についての検討を開始したとのことです。

平成29年7月中旬には、カスミに対して、RIZAP事業と当社事業とのシナジー効果についての提案を行い、その後、当該提案を踏まえて、平成29年11月下旬にカスミに対し、カスミが所有する当社株式(2,404,200株、所有割合(注):43.11%)の取得について提案を行ったところ、平成29年12月上旬にはRIZAP及びカスミにおいて当社株式の東京証券取引所JASDAQ市場における直近の市場価格の推移、対象者の直近の業績等を踏まえ価格交渉を行い、カスミが所有する当社株式の取得に関する協議をさらに進めていくこととなったとのことです。

(注) 「所有割合」とは、その計算時点現在における株主の所有する株式数を分子とし、当社が平成30年1月15日に公表した第30期第3四半期報告書(以下「本四半期報告書」といいます。)に記載された平成29年11月30日現在の当社の発行済株式総数(5,579,184株)から当社が平成30年1月5日に公表した平成30年2月期第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)(以下「本四半期決算短信」といいます。)に記載された平成29年11月30日現在の当社が所有する自己株式数(2,241株)を控除した株式数(5,576,943株)を分母として算出される割合(小数点以下第三位を四捨五入。以下、比率の計算において特別の取扱いを定めていない限り、同様に計算しております。)をいいます。

RIZAPは、当社に対しても、平成29年11月上旬には本取引及び本取引に伴う資本業務提携(以下「本資本業務提携」といいます。)に係る意向を表明し、平成29年12月中旬から平成30年2月中旬にかけて当社に対するデュー・ディリジェンスを行いました。

並行して平成30年1月中旬にデュー・ディリジェンスの初期的結果報告を踏まえ、RIZAP及びカスミにおいて協議を進めた結果、RIZAPは、平成30年2月上旬には、当社を取り巻く厳しい経営環境においてもRIZAPグループが所有する広告・マーケティングにおける豊富な経験やノウハウを当社に共有するとともに第三者割当増資による資金の投入を行うことで、当社のブランド力向上に努め、当社の顧客基盤を拡大していくことが可能であると判断し、本取引によって当社がRIZAPの連結子会社となることが、両社間の円滑な協力関係の下、両社における広告・マーケティング、店舗開発、商品・サービス開発、人材教育・育成、システム等の統合又は相互活用などの各施策を迅速に実施することを可能とし、ひいては、当社グループ及びRIZAPグループの企業価値の向上に資するものであるとの結論に至り、カスミに対し本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付け価格」といいます。)を含む本公開買付けの詳細について更なる協議を行うとともに、当社に対しても本公開買付け価格及び本第三者割当増資の払込金額を含む本取引及び本資本業務提携の詳細についての意向を表明し更なる協議を続けてきたとのことです。これらの協議を経て、RIZAPは平成30年2月19日開催の取締役会において本公開買付け価格及び本第三者割当増資の払込金額を含む本取引及び本資本業務提携について決議を行ったとのことです。

また、当社においても、両者間での協議を踏まえ、中長期的には、国内の人口減少やスマートフォンを中心としたネット配信の一般化により、エンターテインメント商材の販売・レンタル等の国内市場が縮小していくことは避けられない状況下において、当社の掲げる「進化し続ける地域ナンバーワン生活提案業」を実現し、当社の企業価値を中長期にわたって継続的に向上させていくためには、既存の収益構造の抜本的な再構築が必須であると認識しておりました。当社は、RIZAPグループのパーソナルトレーニングジム「RIZAP」におけるフィットネス事業の豊富な経験やノウハウを活かし、フィットネスジムを併設する等顧客のニーズに合わせた複合型店舗を展開することで、近年拡大しているフィットネスクラブ市場を利用した集客力の増加が可能であること、当社において売上実績のあるRIZAPグループのプライベートブランドについて、仕入原価を削減することで、利益率の改善が可能であること、RIZAPグループ内の印刷会社を利用することにより、印刷・広告費等のボリュームディスカウントが可能となることで、より効率的かつ効果的な当社のフランチャイズ事業の展開が可能となることから、当社がRIZAPの連結子会社となることによって、強固な協力関係の下、単なる卸取引関係を超越して、新しいサービスや商品の開発に必要なマーケット情報を当社がRIZAPグループに提供することなど、より両社の繁栄につながる協力関係を構築するため、RIZAPグループの広告・マーケティングにおける豊富なノウハウや人材を活かし、成長事業であるWonderREX事業の出店強化やエンターテインメント事業における既存店舗網の再整理、顧客のニーズに合わせた複合型店舗の新規出店や既存のWonderG00の不採算店舗のWonderREXへの業態転換、RIZAPグループのプライベートブランド商品の販売強化、印刷・広告費をはじめとした各種費用のボリュームディスカウント、人員配置の見直しを含む業務プロセスの抜本的な見直しを行い、RIZAPグループの一員として事業を推進していくことが必要不可欠であると考え、平成30年2月上旬、本取引を実施するとともに、両社間で資本業務提携契約(以下「本資本業務提携契約」といいます。)を締結すべきとの結論に至りました。

以上のように、本取引を通じて当社がRIZAPの連結子会社となることでRIZAPグループが所有する広告・マーケティングにおける豊富な経験やノウハウを当社に共有することができ、当社のブランド力向上に努め、当社の顧客基盤を拡大させ、当社の顧客のニーズに合わせた複合型店舗の新規出店や既存のWonderG00の不採算店舗のWonderREXへの業態転換、RIZAPグループのプライベートブランド商品の販売強化、印刷・広告費をはじめとした各種費用のボリュームディスカウントを可能にし、また、両社における広告・マーケティング、店舗開発、商品・サービス開発、人材教育・育成、システム等の統合又は相互活用などの各施策を迅速に実施することが可能となります。また、現在の当社の厳しい経営状況においては、成長事業であるWonderREX事業と新規事業の拡大と、既存のエンターテインメント事業の抜本的な経営改革が喫緊の課題となっており、これらの課題に対処するためには、多額の設備投資費用が必要となることから、本資本業務提携に伴い、本公開買付けを実施するとともに本第三者割当増資を実施して設備投資費用を調達することが当社の企業価値向上に資するとの判断に至り、RIZAPを割当予定先に選定いたしました。

なお、当社がRIZAPとの間で平成30年2月19日付で締結した本資本業務提携契約の概要は以下のとおりです。

( )目的

- (a) 当社及びRIZAPは、両者間の資本業務提携により、相互に事業上のノウハウ、人材やインフラ等のリソースを共有し、当社の商品企画力・開発力とRIZAPの有する販売ノウハウを融合することによって積極的な商品展開、店舗展開を実現すること等により、両者の企業価値を最大化させることを目的として、本資本業務提携契約を締結する。
- (b) RIZAPは、本取引により当社の発行済株式の過半数の取得を目的として、以下の概要で本公開買付けを実施する。

公開買付者	: RIZAP
公開買付けの対象	: 当社普通株式(但し、当社が保有する自己株式を含まない。)
公開買付期間	: 平成30年2月20日から平成30年3月22日まで(22営業日。但し、法令等に従い公開買付期間が延長された場合には、当該延長後における本公開買付けの最終日までの期間)
公開買付価格	: 普通株式1株につき980円
買付予定数(下限)	: 2,404,200株
買付条件	: 本公開買付けに応じて売付け等の申込みがなされた株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数に達しない場合には、応募株券等の全部について買付けは行わない。また、応募株券等の総数が買付予定数以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行う。

( )本公開買付けに関する事項

当社は、本資本業務提携契約の締結に先立ち、本公開買付けに関し、当社の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見表明決議(以下「本賛同決議」という。)が、当社の取締役及び監査役全員(ただし、利益相反のおそれのある取締役小濱裕正氏及び社外監査役内田勉氏を除く。)の出席のもと出席取締役の全会一致により行われ、かつ、出席監査役が本公開買付けに反対する旨の意見を表明していないことを確認し、本賛同決議を維持し、撤回又は変更する決議を行わない。ただし、当社が本公開買付けに対する賛同意見表明を維持・継続すること又は対抗公開買付けへ反対意見表明を行うことが、当社の取締役の善管注意義務又は忠実義務に違反するおそれが相当程度あると当社が合理的に判断する場合には、この限りではない。

当社は、独占禁止法に基づくRIZAPによる事前届出及びこれに対する公正取引委員会の審査に協力する。

( )本第三者割当増資に関する事項

RIZAP及び当社は、両者間で資本提携関係を構築し前記(i)の目的を達成するため、当社は、大要以下乃至の要領で当社普通株式(以下「本発行株式」という。)を第三者割当の方法により新規に発行する旨の平成30年2月19日開催の取締役会決議に基づき、金融商品取引法に従って本第三者割当増資に関する当社有価証券届出書を関東財務局に提出し、当該決議につき東京証券取引所の有価証券上場規程に従って公表する。RIZAP及び当社は、当社有価証券届出書の届出の効力が生じた後、実務上可能な限り速やかに総数引受契約(以下「本総数引受契約」という。)を締結し、大要以下の要領に基づき、(a)当社は、RIZAPに対し本発行株式を割り当て、(b)RIZAPは、本発行株式を取得するために必要な払込金額の払込みを行う予定である旨を相互に確認する。

募集株式の種類及び数	: 当社普通株式 1,980,000株
払込金額	: 1株につき金835円
払込金額の総額	: 金1,653,300,000円
払込期間	: 平成30年3月29日から同年5月31日まで

本第三者割当増資に係る払込みの日(以下「本払込日」という。)は、原則として平成30年3月29日とする。ただし、公開買付期間が延長された場合、上記払込期間内で、かつRIZAP及び当社が別途合意する日を本払込日とする。また、会社法第206条の2第4項に基づき当社の総株主(株主総会において議決権を行使することができない株主を除く。)の議決権の10分の1以上を有する株主から、当社に対して本第三者割当増資に反対する旨の通知がなされた場合、払込期間は、平成30年5月28日から同年6月30日とし、当該払込期間内で、かつRIZAP及び当社が別途合意する日を本払込日とする。

#### 前提条件

##### (a) 当社による本発行株式の発行の前提条件：

本払込日において、( )当社有価証券届出書の届出の効力が生じており、有効に存続していること、( )本第三者割当増資実行のために必要な、独占禁止法に基づく事前届出の待機期間が経過し、かつ公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受領していること、( )本公開買付けが成立していること、並びに( )RIZAPの表明及び保証が真実かつ正確であること(注1)。

##### (b) RIZAPによる本発行株式に係る払込みの前提条件：

本払込日において、( )当社の表明及び保証が真実かつ正確であること(注2)、( )当社に本資本業務提携契約上の義務違反が存在しないこと、( )当社有価証券届出書の届出の効力が生じており、有効に存続していること、( )本第三者割当増資実行のために必要な、独占禁止法に基づく事前届出の待機期間が経過し、かつ公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受領していること、( )本第三者割当増資のために当社において法令等で必要とされる一切の手続きの適法かつ有効な履践、( )本公開買付けが成立していること、( )本第三者割当増資を制限若しくは禁止し、又は本第三者割当増資が法令等に違反するおそれがある旨を指摘する、いかなる法令等又は司法・行政機関の判断等も存在しないこと、並びに( )RIZAPが前提条件充足に係る当社の代表者の証明書の交付を受けていること。

(注1) 本資本業務提携契約において、RIZAPは、(a)RIZAPの適法な設立及び有効な存続、(b)RIZAPによる本資本業務提携契約の適法かつ有効な締結及びRIZAPに対する強制執行可能性、(c)RIZAPによる本資本業務提携契約の締結及び履行についての法令等との抵触の不存在、(d)RIZAPによる本資本業務提携契約の締結及び履行のために必要な許認可等の取得、(e)反社会的勢力との関係の不存在について表明及び保証を行っています。

(注2) 本資本業務提携契約において、当社は、(a)当社の適法な設立及び有効な存続、(b)発行済株式総数は全てが適法かつ有効に発行された、全額払込済みの株式であること、(c)事業遂行にとり重要な知的財産権を適法かつ有効に所有し又は適法に使用する権利を有すること、(d)事業遂行にとり重要な契約は、全て有効であり、当該契約の当事者を拘束し、かつ、強制執行可能であること、(e)ストライキその他の労働紛争は存在せず、全従業員に対し、適切な賃金を支払っていること、(f)訴訟等の当事者となっていないこと、(g)適用法令等の下で事業を営むために必要な許認可等の取得、(h)法令等の遵守、(i)反社会的勢力との関係の不存在、(j)金融商品取引法等に従って開示している情報が真実かつ正確であること、(k)財務諸表が各基準日現在及び各対象期間における財政状態等を適正に示していること、(l)未公表の重要事実の不存在、(m)本第三者割当増資の検討及び実行にあたり当社がRIZAPに提出した情報は、真実かつ正確であること等について表明及び保証を行っています。

##### ( )役員に関する合意事項

当社は、本第三者割当増資の払込みを条件として、平成30年2月28日を権利行使の基準日とする平成30年5月24日に開催予定の当社の定時株主総会(以下「本定時株主総会」という。)において、RIZAPが指名する取締役複数名を候補者とする取締役選任議案を会社提案として上程する。

## ( ) 事前承諾・事前協議事項

当社は、本定時株主総会が開催されるまでの間、(a)RIZAPの事前の承諾がない限り、当社グループの通常の業務遂行の範囲を超え、又は当社グループの企業価値又は経営状況に重大な悪影響を及ぼす行為を行わず、当社子会社をして当該行為を行わせてはならない。また、(b)組織再編、定款変更、重要な資産の譲渡若しくは処分、剰余金の配当、経営に重大な影響を及ぼす契約の締結又は変更、子会社の設立、重大な訴訟の提起又は和解、倒産手続きの申立、上場廃止等、その他当社グループの経営に重大な影響を及ぼす事項を決定若しくは承認しようとする場合又はかかる事項が発生しようとした場合には、RIZAPに事前に通知し、又は当社子会社をして通知せしめた上、誠実に協議する。

## ( ) 業務提携の内容

RIZAP及び当社は、本資本業務提携契約の目的を達成するため、本第三者割当増資の払込みを条件として、以下の内容の業務提携を行うものとし、その具体的内容は、両者間の協議により決定するものとする。

両社並びにその子会社及び関連会社の商材・販路を生かしたクロスセル

催事の企画・開催の強化

EC展開の強化

顧客データベースの構築

購買・物流コストの削減

## ( ) 本資本業務提携契約の終了

(a)本総数引受契約が払込期間の末日までに締結されなかった場合、若しくは本総数引受契約に基づくRIZAPの払込み及び当社の本発行株式の発行が、前提条件の不充足を理由として、払込期間の末日までに実行されなかった場合には、本資本業務提携契約は、自動的に終了し、(b)当社の発行済株式総数から自己株式を控除した株式数に対するRIZAPの所有株式数の割合が20%以下になった場合には、RIZAP及び当社は本資本業務提携契約の変更又は終了について誠実に協議し、同所有割合が15%以下となった場合には、本資本業務提携契約は自動的に終了し、(c)本資本業務提携契約が終了した場合には、本総数引受契約も自動的に終了する。

本公開買付けにおいては、応募契約を締結するカスミが保有する株式と同数の2,404,200株を買付予定数の下限と設定しており、応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合、RIZAPは、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。

RIZAPは、法令の規定に従い、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設けておらず、買付予定数の下限(2,404,200株)以上の応募があった場合には、応募株券等の全部の買付け等を行うとのことです。しかしながら、本公開買付けは、当社株式の上場廃止を企図するものではないとのことであり、本公開買付けの結果、当社株式が東京証券取引所の定める上場廃止基準(以下「上場廃止基準」といいます。)に抵触するおそれが生じた場合は、RIZAPは当社との間で、立会外分売や売出し等の上場廃止の回避のための方策について誠実に協議し検討した上で、当社株式の上場維持に向けた最適な方策を実行する予定とのことです。

## d 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 1,980,000株

## e 株券等の保有方針

当社は、RIZAPより、当社株式の保有方針について、中長期的に保有する意向である旨の説明を受けております。なお、当社は、RIZAPより、本第三者割当増資の払込期日から2年以内に当社株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

## f 払込みに要する資金等の状況

当社は、RIZAPの払込みに要する財産の存在について、RIZAPが平成30年2月14日に提出した第15期第3四半期報告書に記載の要約四半期連結財政状態計算書の現金及び現金同等物の額(30,705百万円)により、本第三者割当増資の払込みに必要かつ十分な現金及び預金を有していることを確認しており、同社による本第三者割当増資の払込みに関して確実性があるものと判断しております。

## g 割当予定先の実態

本第三者割当増資の割当予定先であるRIZAPは、札幌証券取引所アンビシャス市場に株式を上場しており、役員及び主要株主を有価証券報告書等の法定開示書類において公表しております。また、RIZAPは、札幌証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンス報告書において社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関わりを持たず、不当な要求等に対しては毅然とした対応をとる旨記載しております。これに加え、RIZAPは、本資本業務提携契約において、RIZAPグループ並びにその役員及び従業員が反社会的勢力でなく、かつ反社会的勢力といかなる関係も有していないことを表明保証しております。以上より、当社は、RIZAPグループの役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係していないと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

## h 特定引受人に関する事項

本公開買付けが成立し、RIZAPが本第三者割当増資により当社株式を取得する場合には、割当予定先であるRIZAPは、会社法第206条の2第1項に規定する特定引受人に該当する可能性があります。

(a) 特定引受人がその引き受けた募集株式の株主となった場合に有することとなる議決権の数	19,800個 なお、本公開買付けによりRIZAPが当社株式2,404,200株(応募合意株主が所有する株式数)を取得することとなる場合には、合計43,842個
(b) 上記(a)の募集株式に係る議決権の数	19,800個 なお、本公開買付けによりRIZAPが当社株式2,404,200株(応募合意株主が所有する株式数)を取得することとなる場合には、合計43,842個
(c) 募集株式の引受人の全員がその引き受けた募集株式の株主となった場合における総株主の議決権の数	75,569個

## 2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

### 3 【発行条件に関する事項】

#### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

払込金額につきましては、RIZAPと協議の上、金835円(以下「本払込金額」といいます。)といたしました。本払込金額については、過去2事業年度における当社の業績等を踏まえ、RIZAPから本第三者割当増資の払込価額を当社株式の過去6ヶ月間の終値平均値に対して、10%ディスカウントするよう要請があり、当社としては、少数株主への影響を踏まえてディスカウントを回避すべく、RIZAPと真摯に交渉及び協議を行いました。その結果、一時的には希薄化による影響を受けるものの、RIZAPが当社株式を中長期的に保有する意向であり、中長期的には本資本業務提携によるシナジー効果が期待できること、本取引後も当社株式の上場が維持されることとであり、本公開買付けに応募しない少数株主も持株比率に応じて将来のシナジーを享受することが期待できること等を考慮し、本資本業務提携を進めることにより、いち早く既存事業の構造改革と新たな収益源の確保を実現することが重要であるとの判断に至りました。また、当社株式の市場株価は、ここ数ヶ月間に渡りおおむね安定的に推移してきておりましたが、本第三者割当増資の決議日の直前数週間に渡って市場株価の下落が見られたことから、直近の市場動向による影響を限定的にし、当社株式の本来の価値に近いと考えられる過去6ヶ月間の終値単純平均値を基準とすることに一定の合理性があると考え、また、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針(平成22年4月1日付)」においても「直近日または直前日までの価額又は売買高の状況等を勘案し、当該決議の日から払込金額を決定するために適当な期間(最長6か月)をさかのぼった日から当該決議の直前日までの間の平均の価額に0.9を乗じた額以上の価額とすることができる」との規定にも準拠しており、直近の市場株価が下落傾向にある中で、決議日前日の終値を基準に10%のディスカウントをした金額を採用するよりも、発行価額を高く設定することができることから、本払込金額を、本第三者割当増資に係る取締役会決議(平成30年2月19日)の直前営業日である平成30年2月16日までの過去6ヶ月間の東京証券取引所JASDAQ市場における当社株式の終値単純平均値928円に対して10%ディスカウントした金額(円未満四捨五入)を採用したものです。

なお、本払込金額は、東京証券取引所JASDAQ市場における直前の営業日である平成30年2月16日の当社株式の終値913円に対して8.54%、平成30年2月16日までの過去1ヶ月間の当社株式の終値単純平均値925円に対して9.73%、過去3ヶ月間の当社株式の終値単純平均値923円に対して9.53%ディスカウントした金額になります。

本払込金額につきましては、RIZAPより、当社が平成28年2月期、平成29年2月期と続けて経常損失及び最終損失を計上していること等、当社のおかれている状況を加味したうえでディスカウントの要請があり、当社としても本資本業務提携によるシナジー効果及びRIZAPが当社株式を中長期的に保有する意向であること等を考慮して、両社で継続的に協議したうえで決定したものであります。本第三者割当増資により、一定の希薄化が生じることになりますが、当社を取り巻く厳しい経営環境下において、本第三者割当増資の実施は、当社が取り組む新規事業開発やITインフラの強化に係る設備投資の資金需要を満たし、迅速に当社の収益拡大、ひいては企業価値の向上に資すると考えており、中長期的には既存株主の皆様の利益に資するものと考えております。

日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日付)では、第三者割当による株式の発行を行う場合、その払込金額は原則として取締役会決議日の直前の営業日の株価に0.9を乗じた額以上の価額であることが要請されているところ、本第三者割当増資に係る払込金額は当該指針に準拠するものであり、かつ、同日までの過去1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間の終値単純平均値のそれぞれに0.9を乗じた額(円未満四捨五入)以上の価額であり、会社法第199条第3項に規定されている「特に有利な金額」に該当しないものと判断しております。また、当社監査役3名のうち、カスミの監査役を兼務している内田勉氏を除く、監査役2名はいずれも上記の判断に異議がない旨の意見を述べております。

なお、本払込金額は835円であるところ、本公開買付けの買付価格は1株980円であり、当該払込金額と比較してプレミアムが付されております。このプレミアムは、当社がRIZAPの連結子会社となることによって生じ得るシナジーをあらかじめ分配するものと捉えられますが、本取引では、本公開買付け後にスクイズアウトを行うことは想定されておらず、当社株式は引き続き上場が維持される予定であります。そのため、本取引では、株主の皆様にとっては、本公開買付けに応募しないで当社株主として残ることを選択することが可能であり、そのような選択をされる皆様は、本取引の実行後も引き続きRIZAPと同様に、その持株比率に応じてシナジーを享受することが可能であります。他方で、当社株主として残ることを選択せず、本公開買付けに応募する株主の皆様は、将来のシナジーを享受する機会を喪失することになります。そのため、本公開買付けの買付価格にのみプレミアムを付すことには合理性が認められると考えております。

他方、前述のとおり、過去2事業年度における当社の業績等を踏まえ、RIZAPから本第三者割当増資の払込価額のディスカウント要請があり、当社としては、少数株主への影響を踏まえてディスカウントを回避すべく、RIZAPと真摯に交渉及び協議を行いました。その結果、一時的には希薄化による影響を受けるものの、RIZAPが当社株式を中長期的に保有する意向であり、中長期的には本資本業務提携によるシナジー効果が期待できること、本取引後も当社株式の上場が維持されるとのことであり、本公開買付けに応募しない少数株主も持株比率に応じて将来のシナジーを享受することが期待できること等を考慮し、本資本業務提携を進めることにより、いち早く既存事業の構造改革と新たな収益源の確保を実現することが重要であるとの判断に至りました。

また、本払込金額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日付)に準拠した本第三者割当増資の発行決議の直前営業日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値928円に対して10%ディスカウントした金額が採用されております。当社株式の市場株価は、ここ数ヶ月間に渡り、株式市場の動向にかかわらず、概ね安定的に推移してきておりましたが、本書提出日の直前数週間に渡って変動が見られたことから、直近の市場動向による影響を限定的にし、当社株式の本来の価値に近いと考えられる過去6ヶ月間の終値単純平均値を基準とすることに一定の合理性があると考えております。

本資本業務提携により既存事業の構造改革や新たな収益源の確保が加速されること、その他にも中長期的にRIZAPとのシナジーが期待できること等を総合的に勘案すると、本第三者割当増資による希薄化の影響は限定的と考えられることから、本第三者割当増資の発行価額は「募集株式を引き受ける者に特に有利な金額」(会社法第199条第3項)には該当しないと判断いたしました。

当社の取締役のうち取締役会長である小瀨裕正氏は、RIZAPとの間で本公開買付けに関する応募契約を締結するカスミの取締役会長を兼務しているため、利益相反のおそれを回避する観点から、上記取締役会における本取引に関する審議及び決議に参加していません。また、小瀨裕正氏は、当社の立場においてRIZAPとの協議・交渉にも参加していないとのことです。

また、当社の監査役のうち社外監査役である内田勉氏は、カスミの監査役を兼務しているため、利益相反のおそれを回避する観点から、上記取締役会における本取引に関する審議には参加しておらず、上記取締役会の決議に対して意見を述べることは差し控えております。なお、内田勉氏は、当社の立場においてRIZAPとの協議・交渉にも参加していません。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資による発行新株式数は1,980,000株であり、同株式に係る議決権の数は、19,800個であるため、平成29年11月30日現在の当社の発行済株式総数(5,579,184株)に対する比率は、35.49%(小数点以下第三位を四捨五入)、同日現在の当社の議決権総数(55,769個)に対する比率は35.50%(小数点以下第三位を四捨五入)となります。よって、既存株主の株式について、最大で35.49%の所有割合の希薄化、35.50%の議決権所有割合の希薄化が生じることになります。

しかしながら、当社は、前記「第1 募集要項」「4 新規発行による手取金の使途」に記載のとおり、本第三者割当増資により調達した資金は、新規店舗出店及び業態転換による店舗強化、新規事業の強化、Webサービスの強化、並びに次世代POSシステムの開発及びCRMデータベースの構築のための費用に充当する予定であり、また、前記「1 割当予定先の状況」「c 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、本取引を通じてRIZAPの連結子会社となることにより、RIZAPグループが所有する広告・マーケティングにおける豊富な経験やノウハウを当社に共有することで、当社のブランド力向上に努め、当社の顧客基盤を拡大させ、当社の顧客のニーズに合わせた複合型店舗の新規出店や既存のWonderG00の不採算店舗のWonderREXへの業態転換、RIZAPグループのプライベートブランド商品の販売強化、印刷・広告費をはじめとした各種費用のボリュームディスカウントを可能にし、また、両社における広告・マーケティング、店舗開発、商品・サービス開発、人材教育・育成、システム等の統合又は相互活用などの各施策を迅速に実施することが可能となります。また、現在の当社の厳しい経営状況においては、成長事業であるWonderREX事業と新規事業の拡大と、既存のエンターテインメント事業の抜本的な経営改革が喫緊の課題となっており、これらの課題に対処するためには、多額の設備投資費用が必要となることから、本資本業務提携に伴い、本公開買付けを実施するとともに本第三者割当増資を実施して設備投資費用を調達すること等から、公募増資、株主割当又は新株予約権によるライツ・オファリング等ではなく、RIZAPに対する第三者割当増資の方法によることが、当社の中長期的な企業価値の向上に資すると認識しております。



よって、当社は、本第三者割当増資は、それを通じた当社の企業価値の向上を図るために必要な限度で行われるものであり、また、本第三者割当増資を通じてRIZAPの連結子会社となることによって、中長期的には、上記の希薄化を上回る当社の企業価値の向上につながるものと考えられるため、本第三者割当増資に係る株式の発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

#### 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

当社が本第三者割当増資により発行する新株式数は1,980,000株であり、同株式に係る議決権の数は19,800個であるため、平成29年11月30日現在の当社の発行済株式総数(5,579,184株)に対する比率は35.49%、平成29年11月30日現在の議決権総数(55,769個)に対する比率は35.50%となり、当社株式は25%以上の希薄化が生じることから、本第三者割当増資は、「企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当増資に該当いたします。また、本公開買付けが買付予定数の下限で成立し、RIZAPが、本第三者割当増資の払込みを完了させた場合、RIZAPの当社に対する増資後完全希薄化ベースの所有割合(以下「完全希薄化後所有割合」といいます。)

(注)は、58.02%となり、RIZAPが当社の親会社である支配株主となる予定です。

(注) 「完全希薄化後所有割合」とは、本取引によりRIZAPが保有することとなる当社株式数を分子とし、本四半期報告書に記載された平成29年11月30日現在の当社の発行済株式総数(5,579,184株)から本四半期決算短信に記載された当社が所有する自己株式数(2,241株)を控除した株式数(5,576,943株)に、本第三者割当増資によりRIZAPが取得する当社株式数(1,980,000株)を加算した数(7,556,943株)を分母として算出される割合をいいます。

## 5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
RIZAPグループ株式会社	東京都新宿区北新宿二丁目21番1号			4,384,200	58.02%
株式会社カスミ	茨城県つくば市西大橋599番地1	2,404,200	43.11%		
株式会社Kパートナーズ	東京都渋谷区恵比寿4丁目23番6号	1,102,200	19.76%	1,102,200	14.59%
株式会社TSUTAYA	東京都渋谷区南平台町16-17	307,053	5.51%	307,053	4.06%
日下 孝明	東京都渋谷区	288,700	5.18%	288,700	3.82%
ワンダーコーポレーション従業員持株会	茨城県つくば市西大橋599番地1	102,086	1.83%	102,086	1.35%
ワンスアROUND株式会社	東京都世田谷区奥沢3丁目47番17号	37,500	0.67%	37,500	0.50%
加藤 修一	茨城県水戸市	27,900	0.50%	27,900	0.37%
深作 敏也	茨城県鉾田市	20,700	0.37%	20,700	0.27%
船山 益宏	東京都品川区	20,200	0.36%	20,200	0.27%
肥田 千代子	奈良県奈良市	18,500	0.33%	18,500	0.24%
計		4,329,039	77.62%	6,309,039	83.49%

- (注) 1. 上記本第三者割当増資後の所有割合は、本公開買付けに応募契約を締結するカスミ以外の株主が応募しないと仮定し、募集株式の全株式について、RIZAPによる払込みがあったものとして計算しております。
2. 所有株式数につきましては、平成29年8月31日時点の株主名簿に記載された数値を記載しております。
3. 総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成29年8月31日現在の当社の発行済株式総数(5,579,184株)から本四半期決算短信記載された平成29年11月30日現在の当社が所有する自己株式数(2,241株)を控除した株式数(5,576,943株)に係る議決権の数(55,769個)をもとに算出しております。
4. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、本第三者割当増資による変動を反映しております。
5. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第三位を四捨五入しております。四捨五入することにより合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

## 6 【大規模な第三者割当の必要性】

### (1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由について

当社は、前記「第1 募集要項」「4 新規発行による手取金の使途」に記載のとおり、本第三者割当増資により調達した資金は、新規店舗出店及び業態転換による店舗強化、新規事業の強化、Webサービスの強化、並びに次世代POSシステムの開発及びCRMデータベースの構築のための費用に充当する予定であり、また、前記「1 割当予定先の状況」「c 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、本取引を通じてRIZAPの連結子会社となることにより、RIZAPグループが所有する広告・マーケティングにおける豊富な経験やノウハウを当社に共有することで、当社のブランド力向上に努め、当社の顧客基盤を拡大させ、当社の顧客のニーズに合わせた複合型店舗の新規出店や既存のWonderG00の不採算店舗のWonderREXへの業態転換、RIZAPグループのプライベートブランド商品の販売強化、印刷・広告費をはじめとした各種費用のボリュームディスカウントを可能にし、また、両社における広告・マーケティング、店舗開発、商品・サービス開発、人材教育・育成、システム等の統合又は相互活用などの各施策を迅速に実施することが可能となります。また、現在の当社の厳しい経営状況においては、成長事業であるWonderREX事業と新規事業の拡大と、既存のエンターテインメント事業の抜本的な経営改革が喫緊の課題となっており、これらの課題に対処するためには、多額の設備投資費用が必要となることから、本資本業務提携に伴い、本公開買付けを実施するとともに本第三者割当増資を実施して設備投資費用を調達すること等から、公募増資、株主割当又は新株予約権によるライツ・オファリング等ではなく、RIZAPに対する第三者割当増資の方法によることが、当社の中長期的な企業価値の向上に資すると認識しております。

従いまして、当社は、中長期的な企業価値の向上という観点から顧客基盤の拡大及び強固な事業展開を図ることができる資金調達手段として、RIZAPに対する第三者割当増資が合理的であると判断いたしました。

### (2) 大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断

前記「4 大規模な第三者割当に関する事項」に記載のとおり、当社が本第三者割当増資により発行する新株数は1,980,000株であり、同株式に係る議決権の数は19,800個であるため、平成29年11月30日現在の当社の発行済株式総数(5,579,184株)に対する比率は35.49%(小数点以下第三位を四捨五入)、同日現在の議決権総数(55,769個)に対する比率は35.50%(小数点以下第三位を四捨五入)です。よって、既存株主の株式について、発行済株式総数ベースで35.49%、議決権数ベースで35.50%の希薄化が生じることとなります。また、本公開買付けが買付予定数の下限で成立し、RIZAPが、本第三者割当増資の払込みを完了させた場合、RIZAPの当社に対する完全希薄化後所有割合は58.02%となり、RIZAPが当社の親会社である支配株主となる予定です。

しかしながら、前記「3 発行条件に関する事項」「(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおり、当社においても、両者間での協議を踏まえ、中長期的には、国内の人口減少やスマートフォンを中心としたネット配信の一般化により、エンターテインメント商材の販売・レンタル等の国内市場が縮小していくことは避けられない状況下において、当社の掲げる「進化し続ける地域ナンバーワン生活提案業」を実現し、当社の企業価値を中長期にわたって継続的に向上させていくためには、既存の収益構造の抜本的な再構築が必須であると認識しておりました。RIZAPの連結子会社となることによって、強固な協力関係の下、単なる卸取引関係を越えて、新しいサービスや商品の開発に必要なマーケット情報を当社がRIZAPグループに提供することなど、より両社の繁栄につながる協力関係を構築するため、RIZAPグループの広告・マーケティングにおける豊富なノウハウや人材を活かし、成長事業であるWonderREX事業の出店強化やエンターテインメント事業における既存店舗網の再整理、顧客のニーズに合わせた複合型店舗の新規出店や既存のWonderG00の不採算店舗のWonderREXへの業態転換、RIZAPグループ企業のプライベートブランド商品の販売強化、印刷・広告費をはじめとした各種費用のボリュームディスカウントイベント事業の強化、人員配置の見直しを含む業務プロセスの抜本的な見直しを行い、RIZAPグループの一員として事業を推進していくことが必要不可欠であると考え、本取引を実施するとともに、両社間で本資本業務提携契約を締結すべきとの結論に至りました。

連結子会社化に向けた具体的な方法としては、本第三者割当増資を実施し、当社が資金調達をすることにより、当社の財務基盤を強化しつつ、当社が取り組む新規事業開発やITインフラの強化に係る設備投資の資金需要を満たすことが可能となり、当社の収益拡大、ひいては企業価値の向上に資することとなることから、本公開買付けのみならず、同時に本第三者割当増資を実施することが、最適な方法であると両社は考えるに至りました。

当社及びRIZAPは、両グループのより一層の企業価値向上を図るため、具体的に、以下のような施策の実施とシナジーの実現を目指してまいります。

( )両グループの商材と販路を生かしたクロスセル(RIZAPグループが製造・販売している商品を当社店舗において販売することを指します。)

RIZAPグループにおけるグループ内の美容・健康関連事業、インテリア小物雑貨及び生活雑貨の販売の住関連ライフスタイル事業、アパレル関連事業、エンターテインメント事業の様々なサービスや商材を、当社の店舗へ展開することで、RIZAPグループの販路拡大につなげるとともに、当社の売上規模の拡大と収益性の強化を図ります。

( )EC(電子商取引)展開の強化

両グループが持つECサイト及びweb販売システムの連携を図るとともに、SEO・SEM等のwebマーケティングやソーシャルメディアと連動させた様々なプロモーション企画を実施することで、両グループで展開するECサイトの認知度を高め、スマートフォンアプリの構築により顧客情報の獲得及び顧客ロイヤリティの向上を図ります。

( )顧客データベース構築

小売や生活関連サービスにおける最終消費者のニーズをくみ取るため、両社が協力して顧客情報を他社に先駆けて収集し、共通の顧客データベースを構築いたします。そうした営業上のツールを活用したマーケティング戦略立案及び企画提案から企画力及び販売力の向上を図り、顧客データを分析・活用することにより、マーケット対応力を高め、適正な品揃え及び在庫確保による利益改善をいたします。

( )催事の企画・開催強化

両グループは、RIZAPグループのマーケティング力・企画力を活かし、共同で企画する催事を積極的に開催し、両グループ間でクロスセルを行うだけでなく、共同して新規顧客を開拓いたします。両社は、催事を通じて最終消費者と直接交流し、顧客データの収集を図り、相互に催事を含めた販売企画のノウハウを共有し、顧客拡大に努めます。

( )購買・物流コストの削減

両グループが展開する店舗の関連設備において共同購買や流用によるコスト削減を図るとともに、両グループの物流プロセスの統合や相互利用により物流コストの削減を図ります。

(3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

前記「4 大規模な第三者割当に関する事項」に記載のとおり、本第三者割当増資は大規模な第三者割当に該当することから、当社は、当社の経営者及び割当予定先から一定程度独立した者として、当社の社外取締役である鈴木定芳氏、及び当社の社外監査役であり、独立役員として東京証券取引所に届け出ている木島千華夫氏に対し、本第三者割当増資の必要性及び相当性に関する意見を求め、平成30年2月19日付で両名から、本第三者割当については、その必要性及び相当性が認められるとの意見を入手しております。

当社が、社外取締役の鈴木定芳氏、社外監査役の木島千華夫氏から平成30年2月19日付で入手した本第三者割当増資に関する意見の概要は以下のとおりです。

(社外取締役の鈴木定芳氏、社外監査役の木島千華夫氏による意見の概要)

(ア)意見

本第三者割当増資には、その必要性及び相当性が認められると料する。

(イ)意見の理由

本第三者割当増資の必要性について

( )本資本業務提携の必要性

エンターテインメント小売業界を取り巻く環境は、スマートフォンの普及により、消費者自身が電子書籍や音楽・映像配信、アプリ、ネット通販などの販売チャネルを使い分けることで、店頭販売におけるシェアの低下を招いており、多大な影響を受けている。このような状況の中、当社としては、これまで中核であったWonderG00事業及び新星堂事業の構造改革と新たな収益源の確保に取り組んできたが、平成28年2月期、平成29年2月期と続けて経常損失及び最終損失を計上するなど、厳しい経営状況が続いており、成長事業であるWonderREX事業と新たな収益源としての新規事業の拡大を進めることが喫緊の課題となっている。

一方、当社を取り巻く厳しい経営環境下においても、本取引により当社がRIZAPの連結子会社となることで、RIZAPグループが所有する広告・マーケティングにおける豊富な経験やノウハウを共有することが期待でき、また、店舗開発、商品・サービス開発、人材教育・育成、システム等の統合又は相互活用などの各施策を迅速に実施することも考えられ、両社間の円滑かつ迅速な協力関係の下、当社の喫緊の課題をより早く達成するとともに、当社のブランド力の向上と顧客基盤を拡大していくことが期待できるといえるとのことである。

そのため、RIZAPによる当社の子会社化を含む本資本業務提携の実施については十分に合理性が認められると考えており、資本業務提携の具体的な方法として、本第三者割当増資を実施し、当社が資金調達をすることにより、当社の財務基盤を強化しつつ、当社が取り組む新規事業開発やITインフラの強化に係る設備投資の資金需要を満たし、当社の喫緊の課題を速やかに解消して、より迅速に当社の収益拡大、ひいては企業価値の向上に資することが期待できることから、本公開買付けのみならず、同時に本第三者割当増資を実施することが最適な方法であるとの判断に至ったとのことである。

以上のとおり、当社から受けた説明や受領資料を総合的に検討した結果、本資本業務提携を実施する必要性が認められると料する。

( )本第三者割当増資による資金使途

当社を取り巻く厳しい経営環境において、本第三者割当増資により資金を調達することで、当社の喫緊の課題を解決するための施策をより迅速に実現するとともに、RIZAPグループとのシナジーを実現するための施策に投資することが予定されており、具体的には、収益性の高いWonderREX事業の拡大のための新規店舗出店及び業態転換のための費用として910百万円、既存店舗の集客率を高めるための新規事業の強化に要する費用として430百万円、自社のEC事業体制の確立・展開、スマートフォンアプリによる顧客情報の獲得及びロイヤリティ向上サービスの提供に必要な新たなシステム構築のためのWebサービス強化の費用として360百万円、顧客データ分析・活用によるマーケティング戦略の立案、マーケット対応力強化のための次世代POSシステムの開発及びCRMデータベースの構築費用として200百万円といった資金需要が考えられるとのことである。

上記を前提に検討すると、本第三者割当増資の具体的な資金使途、金額規模及びそれらに関する当社による説明に不合理な点は見当たらず、また、上記の本資本業務提携の必要性に照らしても、合理性のある内容となっており、当該資金は当社の企業価値の向上に寄与するものであることが見込まれるため、資金使途との関係でも、本第三者割当増資の必要性が認められる。

本第三者割当増資の相当性について

( )発行価額は有利発行に該当しないこと

本第三者割当増資の発行価額については、RIZAPから、当社が平成28年2月期、平成29年2月期と続けて経常損失及び最終損失を計上していること等、当社の置かれている状況を加味したうえで、当社株式の過去6ヶ月間の終値単純平均値に対して10%ディスカウントするよう要請があり、当社としては、少数株主への影響を踏まえてディスカウントを回避すべく、RIZAPと真摯に交渉を行ったとのことです。

しかしながら、RIZAPによるディスカウントへの要請が非常に強く、当社としては、一時的には希薄化による影響を受けるものの、RIZAPが当社株式を中長期的に保有する意向であること、中長期的には本資本業務提携によるシナジー効果が期待できること、本取引ではスクイズアウトの実施は想定されておらず、上場を維持することが想定されており、本公開買付けに応募しない少数株主も公開買付者であるRIZAPと同様に、持株比率に応じて将来のシナジーを享受することが期待できること等を考慮し、本資本業務提携により、いち早く既存事業の構造改革と新たな収益源の確保を実現することが重要であるとの判断に至ったとのことである。

また、当社株式の市場株価は、株式市場の動向にかかわらず、概ね安定的に推移してきたものの、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前数週間に渡って市場株価の下落が見られたことから、再度、発行価額の決定方法について両社で協議したうえで、本第三者割当増資の発行価額は、本第三者割当増資の発行決議の直前営業日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値928円に対して10%ディスカウントした金額を採用することにしたとのことである。

上記の発行価額の決定方法については、決議日直前の市場株価の動向等を踏まえると、直近の市場株価の下落による影響を限定的にし、当社株式の本来の価値に近いと考えられる過去6ヶ月間の終値単純平均値を基準とすることに一定の合理性があると考えられる。他方、現在当社が置かれている経営状況及び業績を踏まえると、本第三者割当増資の引受者であるRIZAPにおいてディスカウントを要請する意向がある点にも理解しうるところである。また、本第三者割当増資の発行価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日付)に定められている「直近日又は直前日までの価額又は売買高の状況等を勘案し、当該決議の日から払込金額を決定するために適当な期間(最長6か月)をさかのぼった日から当該決議の直前日までの間の平均の価額に0.9を乗じた額以上の価額とすることができる」との規定にも準拠しており、直近の市場株価が下落傾向にある中で、決議日前日の終値を基準に10%のディスカウントをした金額を採用するよりも、発行価額を高く設定することが可能である。

加えて、本第三者割当増資における希薄化率は、議決権総数に対して35.50%であるものの、本資本業務提携に伴い実施される本公開買付けにおける買付価格にはプレミアムが付される予定となっており、既存株主も本公開買付けに応募することができること、本資本業務提携により既存事業の構造改革や新たな収益源の確保が加速されることが期待でき、その他にも中長期的にRIZAPとのシナジーが期待できること等を総合的に勘案すると、本第三者割当増資による希薄化の影響は限定的と考えられる。

以上からすると、本第三者割当増資の発行価額は「募集株式を引き受ける者に特に有利な金額」(会社法第199条第3項)には該当しないものと思料する。

( )他の資金調達手段との比較

本第三者割当増資は、RIZAPとの本資本業務提携の一環として行われるものである。資金の確保については、公募増資、株主割当又は新株予約権によるライツ・オファリング等も考えられるが、このような手法では、必要な金額を適切なタイミングで調達できるか不確定になる可能性があるうえに、本取引を通じて、当社がRIZAPの連結子会社となり、RIZAPグループが所有する広告・マーケティングにおける豊富な経験やノウハウを当社が共有することで、両社における広告・マーケティング、店舗開発、商品・サービス開発、人材教育・育成、システム等の統合又は相互活用などの各施策を迅速に実施するという目的が達成できないとのことである。

本第三者割当増資を実施し、当社が資金調達をすることにより、当社の財務基盤を強化しつつ、当社が取り組む新規事業開発やITインフラの強化に係る設備投資の資金需要を満たすことが可能となり、当社の収益拡大、ひいては企業価値の向上に資すると考えることができることから、資金調達方法として、RIZAPを割当予定先とした第三者割当増資を選択することには合理性が認められるといえる。

( ) 割当予定先の相当性

RIZAPは、平成29年12月中旬から平成30年2月中旬にかけて当社に対するデュー・ディリジェンスを行い、当社との資本業務提携についての協議を続けた。

その結果、RIZAPは、当社を取り巻く厳しい経営環境においてもRIZAPグループが所有する広告・マーケティングにおける豊富な経験やノウハウを当社に共有することで、当社のブランド力向上や当社の顧客基盤の拡大が可能であると判断し、本取引によって、当社がRIZAPの連結子会社となることが、両社間の円滑かつ迅速な協力関係の下、両社における広告・マーケティング、店舗開発、商品・サービス開発、人材教育・育成、システム等の統合又は相互活用などの各施策を迅速に実施することを可能とし、ひいては、当社グループ及びRIZAPグループの企業価値の向上に資するものと判断したとのことである。

このように、当社は、RIZAPの連結子会社となることによって、大きなシナジー効果が得られることが見込まれているが、このようなメリットを当社にもたらすことができる割当予定先は、現状、RIZAP以外には考えられないとのことである。

かかる当社の説明を前提とすれば、RIZAPは割当予定先として相当であると認められる。

( ) 払込みの確実性

当社は、RIZAPの払込みに要する財産の存在について、RIZAPが平成30年2月14日に提出した第15期第3四半期報告書に記載の要約四半期連結財政状態計算書の現金及び現金同等物の額(30,705百万円)により、本第三者割当増資の払込みに必要かつ十分な現金及び預金を有していることを確認しており、同社による本第三者割当増資の払込みに関して確実性があるものと判断しているとのことである。

以上から、RIZAPによる本第三者割当増資の払込みに関して確実性に問題はないものと判断できる。

( ) 増資金額の相当性

本資本業務提携による資金需要は、1,900百万円であるところ、本第三者割当増資による調達金額1,653百万円であるため、資金需要を満たすまでには至っていない金額である。そうすると、本第三者割当増資による調達金額は、必要性に応じた出資とみることができ、いたずらに既存株主の株式の希薄化を生じさせるものではないと史料される。

よって、本第三者割当増資により希薄化率が25%以上となるものの、必要性に応じた範囲での増資と認められる。

( ) 既存株主への影響

本第三者割当増資により当社既存株主の持株比率及び議決権比率に一定の希薄化が生じるものの、本第三者割当増資は、当社の資金調達を含む本資本業務提携の目的達成のために必要な限度で行われるものであり、また、本取引を通じて、当社がRIZAPの連結子会社となることによって、中長期的には、上記の希薄化を上回る当社の企業価値の向上につながるとのことである。また、本取引では、スクイーズアウトの実施は想定されておらず、上場を維持することが想定されているから、本公開買付けに応募しない残存株主は、公開買付け者であるRIZAPと同様に、持株比率に応じてシナジーを享受でき、既存株主に与える希薄化の影響は将来的には緩和されるものと期待できる。

( ) 小括

以上を考慮するに、本第三者割当増資は、その必要性を実現するために相当な範囲にとどまるものであると評価しうるから、本第三者割当増資には相当性が認められる。

以上のとおり、社外取締役の鈴木定芳氏、社外監査役の木島千華夫氏からは、本第三者割当増資につき必要性及び相当性が認められるとの意見が得られております。

そして、平成30年2月19日開催の取締役会において、社外取締役の鈴木定芳氏、社外監査役の木島千華夫氏の上記意見を参考に十分に討議・検討された結果、既存株主への影響を勘案しましても、本第三者割当増資の発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断いたしました。

なお、前記「3 発行条件に関する事項」「(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容」に記載のとおり、当社の取締役のうち取締役会長である小濱裕正氏は、RIZAPとの間で本公開買付けに関する応募契約を締結するカスミの取締役会長を兼務しているため、利益相反のおそれを回避する観点から、上記取締役会における本取引に関する審議及び決議に参加しておりません。また、小濱裕正氏は、当社の立場においてRIZAPとの協議・交渉にも参加していないとのことです。

また、当社の監査役のうち社外監査役である内田勉氏は、カスミの監査役を兼務しているため、利益相反のおそれを回避する観点から、上記取締役会における本取引に関する審議には参加しておらず、上記取締役会の決議に対して意見を述べることは差し控えております。また、内田勉氏は、当社の立場においてRIZAPとの協議・交渉にも参加しておりません。

#### 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

#### 8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

### 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。



## 第三部 【追完情報】

### 1．事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第29期事業年度)及び四半期報告書(第30期第3四半期)(以下「当該有価証券報告書等」といいます。)に記載の「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成30年2月19日)までの間に生じた変更はありません。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成30年2月19日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

### 2．臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第29期事業年度)の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成30年2月19日)までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

#### ・臨時報告書(平成29年5月25日)

##### (1) 提出理由

当社は、平成29年5月25日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

##### (2) 報告内容

株主総会が開催された年月日

平成29年5月25日

決議事項の内容

第1号議案 取締役5名選任の件

取締役として、小濱裕正(社外取締役)、高田修、宮本正明、阿曾雅道、鈴木定芳(社外取締役)の5氏を選任する。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役として、塚田英雄、木島千華夫(社外監査役)の2氏を選任する。

決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案 取締役5名選任の件					
小瀧裕正	32,748	14,083	0	(注)	可決(68.68%)
高田修	32,801	14,030	0		可決(68.79%)
宮本正明	32,822	14,009	0		可決(68.84%)
阿曾雅道	32,778	14,053	0		可決(68.75%)
鈴木定芳	32,763	14,068	0		可決(68.71%)
第2号議案 監査役2名選任の件					
塚田英雄	32,837	14,027	0	(注)	可決(68.87%)
木島千華夫	32,858	14,006	0		可決(68.91%)

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

#### 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	第29期	自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日	平成29年5月25日 関東財務局長に提出
四半期報告書	第30期第3四半期	自 平成29年9月1日 至 平成29年11月30日	平成30年1月15日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出されたデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について」(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

#### 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

#### 第六部 【特別情報】

##### 第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年5月25日

株式会社 ワンダーコーポレーション

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大	高	俊	幸
--------------------	-------	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菊	地		徹
--------------------	-------	---	---	--	---

### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ワンダーコーポレーションの平成28年3月1日から平成29年2月28日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ワンダーコーポレーション及び連結子会社の平成29年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ワンダーコーポレーションの平成29年2月28日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社ワンダーコーポレーションが平成29年2月28日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成29年5月25日

株式会社 ワンダーコーポレーション

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大	高	俊	幸
--------------------	-------	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菊	地		徹
--------------------	-------	---	---	--	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ワンダーコーポレーションの平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ワンダーコーポレーションの平成29年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年1月15日

株式会社 ワンダーコーポレーション  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	神 代	勲 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菊 地	徹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ワンダーコーポレーションの平成29年3月1日から平成30年2月28日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成29年9月1日から平成29年11月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成29年3月1日から平成29年11月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ワンダーコーポレーション及び連結子会社の平成29年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。